



10月からGo Toトラベルキャンペーンに東京が加わり、日本経済が動き出す兆しがあります。一方、新型コロナの新規感染者は相変わらず多く、特にヨーロッパでは、第二波が第一波より規模が大きく感染者が出ていると報道されています。人命優先を第一に考えて、足元を見た経済活動の徐々の再開を政府に期待したいと思います。

I. 最新情報（2020年9月1日～2020年9月30日）

1. 業種別委員会

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期等 |
|----------------|------------|---|--|-------------------------------------|
| 2020年9月 24日 | 研 究 報 告 | 「業種別委員会 実務指針第32 号「資本的劣後 ローン等に対す る貸倒見積高の 算定及び銀行等 金融機関が保有 する貸出債権を 資本的劣後ロー ン等に転換した 場合の会計処理 に関する監査上 の取扱い」の改 正について」及 び「公開草案に 対するコメント の概要及び対 応」の公表につ | 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2020年9月9日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第32号「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 2019年12月に金融検査マニュアルが廃止され、これに伴い、「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」の要件が記載されていた「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」、及び「十分な資本的性質が認められる借入金」の要件が記載されていた「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」も廃止されました。一方、2020年5月27日付けで金融庁から「資本性借入金の取扱いの明確化に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について」が公表され、金融検査マニュアルの廃止後も「十分な資本的性質が認められる借入金」の資本類似性を判断する際の観点に変 | 2020年4月 1日以後開始す る事業年度から 適用 |

| | | | | |
|--|--|----|---|--|
| | | いて | <p>更がない旨が明確化されました。また、「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」についても、「資本性借入金」とみなして取り扱うことが可能と考えられることが、「資本性借入金関係FAQ」に記載されました。これに対応して、今般、会計処理に関する監査上の取扱いについても実質的に変更がないことを明らかにするため、所要の見直しを行ったものです。</p> <p>改正された「主要行等向けの総合的な監督指針」等では、「資本性借入金」という用語が使用されておりますが、本実務指針では金融機関側の会計処理を記載しているため、「資本性適格貸出金」という用語を用いることといたしました。</p> <p>本改正は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用されます。</p> | |
|--|--|----|---|--|

2. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期等 |
|----------------|-----------|---|---|-------|
| 2020年9月 18日 | 公 開 草案 | 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂について (公開草案) | <p>2019年5月に国立大学法人法が改正され、一国立大学法人の下に複数大学を設置することが可能になりました。</p> <p>これに伴い、国立大学法人会計基準の実務上の取扱いについて定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針について、改訂の検討を行ってまいりました。</p> <p>この度一応の見直しを終え、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> | — |

4. IT 関係 (IT 委員会)

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期等 |
|----------------|----|---|---|-------|
| 2020年9月 24日 | 意見 | 「2021年版 EDINETタクソ ノミ(案)」に 対する意見の提 出について | 2020年8月7日付けで、金融庁から「2021年版 EDINETタクソノミ(案)」が公表され、広く意見が 求められました(コメント期限:2020年9月7日)。 日本公認会計士協会(IT委員会)では、当該意見募 集に対するコメントを取りまとめ、2020年9月7日 付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。 | — |

5. 会計制度委員会

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期等 |
|----------------|---------|---|---|-------|
| 2020年9月 15日 | その 他 | 「Q&A 収益 認識の基本論 点」(第4回)の 公表について | 「Q&A 収益認識の基本論点」第4回を作成しました ので、お知らせいたします。 これまでに公表した論点1~8に続き、今回公表する 論点は下表の論点9~11となります。 論点9 (NEW): 追加の財又はサービスを取得するオプ ションの付与 論点10 (NEW): 顧客により行使されない権利(非行 使部分) 論点11 (NEW): 返金が不要な契約における取引開始 日の顧客からの支払 (公表を予定している論点) <ul style="list-style-type: none"> • 本人と代理人の区分 • 製品保証 • 知的財産のライセンス • 返品権付きの販売 | — |

6. その他

| CPA協会 HP掲載日 | 種類 | タイトル | 内 容 | 適用時期等 |
|----------------|----|---|---|-------|
| 2020年9 月10日 | - | 企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～（中間報告）」の公表について | <p>近年、企業におけるESG等の非財務情報の開示の重要性が高まり、自主開示のみならず、我が国における開示制度の中心にある有価証券報告書においても、コーポレートガバナンス等に関する記述情報の開示の充実を図る施策が進められています。</p> <p>日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、企業情報開示がその有用性と信頼性を高めることにより情報利用者にとっての価値を高めるとともに、コーポレートガバナンスとの有機的なつながりを通じて、企業の持続的な価値創造に結びついていくことが重要であるという考えの下、2019年9月に「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」を設置し、企業情報開示について検討を重ねてまいりました。</p> <p>本特別委員会では、資本市場における資本提供者である投資家が必要とする企業情報を前提に、外部有識者として投資家・社外取締役の参画を得て、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた課題の抽出と対応の方向性についての議論を行いました。さらに、こうした企業情報開示を支える立場として、公認会計士が果たすべき役割についても併せて検討を行いました。そして、このたび、当協会の分析に基づく課題の抽出と対応に関する提案文書を中間報告として取りまとめ、「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～（中間報告）」」を公表することといたしました。</p> <p>今後、本中間報告を基に、企業情報開示に関わる多様な関係者の皆様との対話を通じて更に検討を深め、その結果を反映し、最終報告を取りまとめたいと考えております。</p> | - |

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、新収益認識基準に関して会計上と法人税法上の取扱いの違いについて触れてみたいと思います。なお文中の意見の部分は、私見であることをあらかじめ申し添えておきます。

一般的に会計上の収益認識基準と法人税法の「収益の額」に対する考え方は、違っていると言われております。それは何でしょうか？

1. 会計上の収益の額

まず会計上は、収益は顧客への財又はサービスの移転と交換に「企業が権利を得ると見込まれる対価の額」とされています。つまり移転する財又はサービスの価格そのものではなく、その受け取るべき権利の価額が収益と認識されるものになります。5つのステップ（契約の識別、履行義務の識別、取引価格の算定、取引価格の配分、履行義務の充足）を踏み収益を認識することになりますが、全てのステップに共通して「受け取る対価」が基本にあります。

2. 法人税法の収益の額

一方法人税法では、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の額として益金算入する金額は、その販売・譲渡をした資産の引き渡しの時における価額又は提供した役務につき通常得べき対価の額に相当する金額としています（法法22の2④）。その場合の「引渡の時における価額又は通常得べき対価の額」は、原則として資産の販売等につき第三者で取引された場合に通常付される価額と言っています（法基通2-1-1の10）。従って、資産の販売等につき金銭債権の貸し倒れや資産の買戻しなどの事項は、譲渡資産の時価や役務提供の価額とは関係ない要素であるので、収益計上時点においては、無いものとして算定されることとなります。

3. 両者の考え方の違い

1、2の説明から分かるように、会計上の収益の額は、インプット（B/S上で増減すべき対価）で考え、法人税法はアウトプット（提供したサービス等の適正な価額）で考えられる点と言えます。

4. 終わりに

会計上と法人税法は、収益認識基準の考え方及び基本原則はほぼ同様であると考えています。但し取引価格の算定の際、検討することになる「収益の額」だけは違いがあると思います。この点は、税務会計と企業会計での差異になってくるのでご留意下さい。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703